

40-2 地域特性を活かしたまちづくりの推進

(1) 計画的な土地利用を誘導し、 良好な市街地を形成する

「練馬区都市計画マスタープラン」は、今後の区政運営の方向性を明らかにした『ビジョン』を上位計画とするまちづくり分野の計画であり、つぎの2つの役割を持つ。

- ① 区などの行政の果たす役割が大きい都市計画についての基本方針
- ② 区民等（区民、民間事業者、NPO、各種の団体など）が主体となって行うまちづくりの指針

当初の策定から10年以上が経過したため、区のまちづくりの進捗状況、都市計画関連制度の改正等を踏まえ、平成27年12月に計画を改定した。

「練馬区都市計画マスタープラン」で示したまちの将来像、まちづくりの方針は、個別の都市計画や地域のまちづくりなどにより実現を目指す。

●地域地区制度

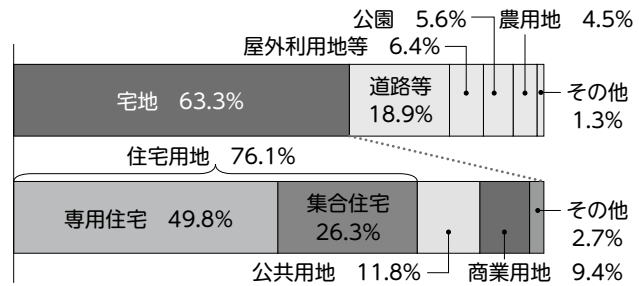
土地の自然的条件や利用動向をもとに、都市計画により土地利用を規制誘導する制度である。

区で指定されている地域地区には、用途地域、特別工業地区、防火地域および準防火地域、高度地区、生産緑地地区、風致地区等がある。

区では、敷地の細分化や、周辺の街並みとかけ離れた高層建築物の建設などによる市街地環境の悪化が進行していることから、平成20年3月に、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度の都市計画決定を行った。

生産緑地地区は、4年9月現在624地区、169.77haである。

〔用途別土地利用面積率〕（練馬区の全面積）



注：屋外利用地等とは駐車場・材料置場等を表す。

資料：「平成28年度土地利用現況調査」

〔練馬区用途地域等の面積〕

4年度末現在

地域地区	面積 (ha)	比率 (%)
用途地域		
第1種低層住居専用地域	2,783.1	57.8
第1種中高層住居専用地域	820.8	17.0
第1種住居地域	532.8	11.1
第2種住居地域	60.4	1.3
準住居地域	83.6	1.7
近隣商業地域	296.7	6.2
商業地域	93.0	1.9
準工業地域	142.2	3.0
工業地域	3.4	0.1
計	4,816.0	100.0
高度地区		
第1種	2,578.8	53.5
17m第1種	23.6	0.5
第2種	204.3	4.2
17m第2種	391.2	8.1
20m第2種	937.7	19.5
25m第2種	50.2	1.0
30m第2種	90.1	1.9
17m第3種	38.5	0.8
20m第3種	12.8	0.3
①25m第3種	151.2	3.1
②30m第3種	206.6	4.3
③35m第3種	31.3	0.6
20m	2.9	0.1
30m	0.5	0.0
④指定なし	96.3	2.0
(①～④のうち最低限高度地区)	(58.7)	(1.2)
計	4,816.0	100.0
防火地域および準防火地域		
防火地域	622.9	12.9
準防火地域	4,117.5	85.5
指定なし	75.6	1.6
計	4,816.0	100.0
特別用途地区		
特別工業地区	135.8	2.8
指定なし	4,680.2	97.2
計	4,816.0	100.0

●地区計画制度によるまちづくり

地区計画は、「都市計画法」に基づき、生活に密着した身近な地域について、その特性にふさわしい良好な住環境の街区を整備・保全するため、住民と区が協働してまちづくりのルールを定めた都市計画である。

まちづくりの目標や方針、公共施設の配置、建築物等の制限内容（建築物の用途や高さ、敷地面積の最低限度等の建築物等に関する事項）などを定めることにより、個々の建築や開発に対して規制・誘導を行い、目標とするまちづくりを進めていく。

現在 43 の地区において地区計画を定めている。

●「練馬区風致地区条例」に基づく事務

風致地区内での建築物等工作物の建築、樹木の伐採、切土・盛土などの行為を行う場合には許可が必要である。4年度は 2,060 件の問合せがあり、243 件の事前相談を受け、286 件の許可書を交付した。

●優良宅地の認定審査

優良な土地の供給を目的として、土地を造成した場合などに、土地を譲渡して得た譲渡益の税率の低減等優遇措置が適用される。

(2) 区民・事業者とともにまちづくりを進める

●練馬区まちづくり条例

区民、事業者および区の協働によるまちづくりの公共性の実現を図り、豊かで魅力的な都市環境の形成を目指して、「練馬区まちづくり条例」を定め、平成 18 年 4 月に施行した。

この条例では、まちづくりにおける区民、事業者および区の責務を明らかにするとともに、都市計画やまちづくりにおける住民参加の仕組み、開発事業における調整の仕組み等を定めている。

●区民・事業者・区の協働によるまちづくり

「練馬区都市計画マスタープラン」では、まちづくりの基本的な進め方として、区民・事業者・区がそれぞれの役割を担いながら、共に連携・協力して地域の課題解決に取り組む協働のまちづくりを推進することとしている。

また、「練馬区まちづくり条例」では、まちづくりへの住民参加の充実・促進を図るために、独自の提案制度や住民によるまちづくりへの支援について定めている。この支援の仕組みのひとつとして、(公財)練馬区環境まちづくり公社内にみどりのまちづくりセン

ターを開設している。(詳細は、150 ページ「●公益財団法人練馬区環境まちづくり公社」を参照)

●「練馬区まちづくり条例」に基づく開発調整

開発事業を行う場合は、区が定めるまちづくりに関する計画や開発基準などを遵守するとともに、良好な自然環境の保全・育成と、周辺の居住環境への配慮や良好な街並み・居住環境の保全形成に努めるように、調整の手続を定めている。

〔開発調整に関する届出件数〕 (単位：件) 4年度

区分	対象	件数
大規模建築物	①延べ面積 3,000㎡以上かつ高さ 15 m以上の建築物	10
	②床面積 1,000㎡以上の集客施設	4
	③床面積 500㎡以上の深夜営業集客施設	—
	④床面積 1,000㎡以上の葬祭場等	—
特定用途建築物	①床面積 500㎡以上 1,000㎡未満の集客施設	1
	②床面積 1,000㎡未満の葬祭場等	1
	③専用床面積 40㎡未満のワンルーム住戸が 15 戸以上	16
	④寄宿舍	2
	⑤大規模長屋等	7
宅地開発事業	①開発区域面積 3,000㎡以上の宅地開発事業	7
	②開発区域面積 500㎡以上 3,000㎡未満の宅地開発事業	162
墓地等	①墓地	—
	②納骨堂	1
	③火葬場	—
自動車駐車場等	①床面積 300㎡以上の自動車駐車場	—
	②開発区域面積 300㎡以上の自動車駐車場	10
	③開発区域面積 300㎡以上の材料置場	—
	④開発区域面積 300㎡以上のウエスト・スクラップ処理場	1
	⑤ペット火葬施設等	—
計		222

また、上記宅地開発事業のうち、「都市計画法」に基づく開発許可 (500㎡以上) 件数は 57 件、「練馬区まちづくり条例」に基づく協定締結 (500㎡以上) 件数は 19 件であった。

●建築紛争の予防・調整

区では、中高層建築物および特定用途建築物等の建築に伴う紛争を未然に防止するために、「練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（建築紛争予防条例）」を平成17年12月に改正し、18年4月から施行している。

この条例では、良好な近隣関係の形成・保全のため、日照、プライバシー等の近隣への影響や工事中の騒音・振動等の不安から起こる建築紛争を「予防するための手続」と、紛争が発生した場合の「調整を図るための手続」について定めている。

項目		件数	
中高層建築物対象件数		603件	
あっせん	取扱い件数	—	
	結果	解決	—
		打ち切り	—
		計画取止め	—
		次年度へ繰越	—
あっせん回数	—		
調 停	取扱い件数	—	
	結果	解決	—
		打ち切り	—
		次年度へ繰越	—
		委員会開催回数	5回

●建築協定

建築協定は、一定区域の住民が、建築物の敷地・構造・用途などに関する基準について協定を締結し、住民相互の協力によって生活環境の維持向上を図り、住み良いまちづくりを進める制度である。

区内には、現在2か所の建築協定を定めた地区がある。

協定名称	認可日	期間	協定者数
武蔵関建築協定	昭和47年2月 (4年2月更新)	10年	98人
コスモアベニュー 練馬春日町建築協定	平成16年1月	20年	26人

●「練馬区福祉のまちづくり推進条例」等による バリアフリー整備

全ての人々が等しく社会参加する機会を確保し、安心・快適に暮らし続けられる地域社会実現のため「練馬区福祉のまちづくり推進条例」を制定し、安全かつ円滑に利用できる公共的建築物および公共施設の整備等を

進めている。

この条例では、区民に身近な店舗や診療所、共同住宅等（以下「店舗等」という。）で着実なバリアフリー整備を促進するため、「バリアフリー法」で定められている対象建築物の拡大と整備基準の追加等を行った。さらに、新築・改築等において建築確認申請手続き前の事前協議と完了検査の義務付けや、区立施設等では区民の意見聴取を定め、区民、事業者および区の協力でより水準の高い整備を推進している。

また、既存建築物のバリアフリーを促進するため、店舗等のバリアフリー改修等費用の一部を助成している。

年度	2	3	4
事前協議受付	117	136	140
公表	34	34	43

●土地区画整理事業の推進

一定の広がりをもった不整形で利用しにくい土地の区画を整え、宅地の利用増進を図るとともに、道路や公園などの公共施設を整備して、良好な市街地の形成を実現することを目的としている。区は、事業実施の円滑な活動を支援するため、「練馬区土地区画整理事業助成要綱」を昭和61年4月に施行し、公園築造費用などを助成している。

また、都は土地区画整理事業の機会を捉えた無電柱化を推進するため、令和3年3月に「東京都土地区画整理事業助成規程」を一部改正した。

4年度末までに、土地区画整理事業が終了しているのは22地区（約64.1ha）である。

●公益財団法人練馬区環境まちづくり公社

（公財）練馬区環境まちづくり公社は、平成24年4月に、前身である（財）練馬区都市整備公社から移行・名称変更し発足した。

公社では、「練馬区まちづくり条例」の公布に伴い、18年4月に練馬まちづくりセンター（現みどりのまちづくりセンター）を設置し、区民主体のまちづくり活動等を支援している。

平成元年度から委託しているタウンサイクルおよび4年度から委託している有料自転車駐車場の管理については、18年度から指定管理者として管理運営業務を行っている。17年度から委託している放置自転車等の自転車対策事業とともに、区の自転車行政の一翼を担っている。

22年度からは、区内の家庭などから排出された容器包装プラスチックの回収および粗大ごみの収集業務、練馬区地球温暖化対策地域協議会の事務局運営、

練馬区資源循環センターの管理運営、27年度からは、区内一部の地域の可燃ごみの収集業務、4年度からは、不燃ごみの資源化に向けた金属類の選別作業等を委託している。

1 みどりのまちづくりセンターの運営

- (1) みどり・景観事業に関する取組
 - ① 憩いの森等の区民管理活動の支援
 - ② 地域ぐるみのみどり保全活動の普及
 - ③ つながるカレッジねりま「みどり分野」の運営
 - ④ みどりを守り育てる人材の登録・紹介
 - ⑤ 景観形成支援
- (2) まちづくり事業に関する取組
 - ① まちづくり啓発・相談・活動助成
 - ② まちづくり条例に基づく専門家派遣等の支援
 - ③ 地区まちづくりの活動支援
 - ④ 空家等地域貢献活用
 - ⑤ 防災まちづくりの推進
 - ⑥ みどり・まちづくりに関する調査・研究
- (3) その他の取組

建築物等のバリアフリー化協働推進

2 放置自転車対策事業

- (1) 放置自転車の撤去・移送
- (2) 撤去した自転車の保管・返還
- (3) 自転車駐車場への誘導・案内
- (4) 自転車の問い合わせセンター運営
- (5) 自転車対策地域協議会の設立・活動支援

3 自転車駐車場・タウンサイクルの管理運営

4年度末の管理施設数は以下のとおりである。

- (1) 有料自転車駐車場 74 か所
- (2) ねりまタウンサイクル 7 か所
- (3) 公社立自転車駐車場 8 か所
- (4) 無料自転車駐車場 5 か所

4 資源循環推進事業

- (1) 粗大ごみの収集・再使用、金属類の回収
- (2) 容器包装プラスチックの回収
- (3) 可燃ごみの収集
- (4) 集団回収支援事業
- (5) 練馬区資源循環センターの管理運営
- (6) 資源循環推進事業の普及啓発
- (7) 不燃ごみの選別作業

5 地球温暖化対策事業

- (1) 練馬区地球温暖化対策地域協議会事務局の運営
- (2) 地球温暖化対策に関するイベント等の企画・運営
- (3) ホームページやメールマガジンによる情報発信

(3) 調和のとれた都市景観を形成する

●景観形成のルールづくり

区では、地域特性に応じた景観施策を展開するため、平成23年3月に「練馬区景観条例」を制定し、同年5月には「景観法」に基づく景観行政団体となった。

また、景観行政の基本的な考え方である「練馬区景観計画」を23年8月に策定し、良好な景観の形成に向け実行性のある景観まちづくりに取り組んでいる。

●景観まちづくり

区は、(公財)練馬区環境まちづくり公社を、良好な景観を形成するための専門的情報の提供や相談業務を担う「景観整備機構」に指定し、協力体制のもと「景観まちなみ協定制」等を設け、区独自の景観まちづくりを進めている。

●景観に関する届出

一定規模以上の建築行為等を行う場合は、「景観法」に基づく届出が必要となる。区では、区全域を7つの区域に区分し、区域ごとに方針を定めて良好な景観形成を誘導している。

4年度の届出・通知件数は以下のとおりである。

・建築物の建築等	221 件
・工作物の建設等	5 件
・開発行為	23 件